

2021.4.3 第5回「原発と人権」全国研究・市民交流集会

避難者の住宅問題・断章

弁護士 井戸謙一

日本における被災者に対する住宅給与の法的枠組み

- 災害救助法 応急仮設住宅(期間は2年、1年単位で更新可)
- 内閣府告示 借上型仮設住宅も可(期間は同上として運用された)

※ 期間が短期(自然災害を前提としている。避難が長期間に及ぶ原子力災害には適合していない。)

※ 子ども被災者支援法

「被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による影響が長期間にわたるおそれがあることに鑑み、被災者の支援の必要性が継続する間、確実に実施されなければならない。」

※ 特別立法が必要だった。

現実に行われた住宅支援

- 建設型仮設住宅の供与
- 借上型仮設住宅の供与
- 公営住宅を目的外使用許可として供与できる旨の通知(2011.3.12 国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)
- 公営住宅、住宅供給公社住宅、UR賃貸住宅、国家公務員宿舎、雇用促進住宅が供与され、順次、応急仮設住宅として位置づけられた。【例えば、雇用促進住宅については、2012年4月1日に福島県が一括借上げを実施】
- 国家公務員住宅は、最後まで行政財産の目的外使用許可

応急仮設住宅としての借上げに係る確認書

福島県（以下「甲」という。）と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「乙」という。）とは、東日本大震災による被災者（以下「被災者」という。）支援のために雇用促進住宅の住戸を借り上げることについて、甲乙間に次のとおり確認書を締結する。

第1条 甲は、乙を通して、乙が所有する雇用促進住宅の住戸を被災者に提供していることを、甲及び乙が相互に確認することにより、甲が雇用促進住宅の住戸を借り上げていることを確認する。

第2条 前条に規定する借上げの対象となる住戸は、別表のとおりとする。

第3条 別表は、3か月毎に更新するものとする。

この確認書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が相互に記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事

佐藤 雄平



乙 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
理事長

小林 利浩



2012.4.1
福島県が(独)高
齢・障害・求職
者雇用促進機
構から雇用促進
住宅を借上げ

2017.3.31で区域外避難者に対する住宅支援打切り

- 1 自力で避難先に住宅を確保した者
- 2 帰還した者
- 3 公営住宅に入居できた者（入居基準の緩和等がなされた自治体もあり）
- 4 引き続き居住を継続した者
- 5 国家公務員住宅については、セーフティネット契約の枠組みができた。
 - (1) セーフティネット契約を締結した者
 - (2) セーフティネット契約の締結を拒否して居住を続けた者

セーフティネット契約

- (1) 期間は2年間に限る（2019年3月31日まで）。
- (2) 国家公務員と同額の家賃を支払う。
- (3) 2年経過後に立ち退かない場合は、家賃の2倍の損害金を支払う。
- (4) 貸付物件が天災によって第三者に損害を与えたときは、入居者が賠償の責任を負う。

未退去者に対する措置

米沢の雇用促進住宅8世帯

- 2017.9.22 機構が山形地裁に明け渡し提訴（機構と避難者との間の使用貸借契約が終了したと主張）
- 一括借上げしてみなし仮設住宅として避難者に貸し付けているのは福島県なのに、県は出てこない。民一民の争いにした。
- 2020.3月 和解成立（被告らは退去）

東京の国家公務員住宅入居者の内、セーフティネット契約を締結しなかった8世帯

- 福島県が東京簡裁に、セーフティネット締結を求める調停申立て
- 調停不調
- 2020年3月 4世帯を相手にバラバラに提訴（福島地裁）
- 被告が東京地裁への移送を申請したが裁判所は却下。
- これから本格的審理が始まる。

セーフティネット契約を締結 した避難者に対する措置

- 2019.4.1段階で転居できない人(ほとんどが東雲住宅)が63世帯
- 転居できない方に対し、家賃の2倍請求。払った人は1割～2割程度。
- 住宅相談会を開催(不動産業者を連れてくるだけ)

職場が東雲の近く。民間住宅はとても手が出ない。都営住宅は入居資格がないか、あっても当たらない。コロナ禍による減収が追い打ち。

- 2020年12月 県が親族に本人を退去させるように求める手紙を送付(34件)。現実に担当者が訪問した家庭もあり。提訴を予告。

福島県が発した親族に対する協力 依頼文書

2 遊 第 640 号
令和 2 年 12 月 日

別記 2-6 より転記 様

福島県生活拠点課長

国家公務員宿舎に入居されている御親族に関する
御協力について(依頼)

御親族である別記 2-4 より転記様と本県との間では、平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月末までの 2 年間に限り国家公務員宿舎への入居を認める「国家公務員宿舎セーフティネット使用貸付契約」を締結していましたが、契約期間終了後の転居がないまま長期間に渡り未退去状態となっています。

本県としては、引き続き住まいの確保に向けた支援を行います。貴殿からも速やかに国家公務員宿舎から転居されるよう、特段のお力添えをお願いします。

なお、本件について訪問のうえ貴殿の御意向を伺わせていただきます。

また、御親族が自主的に転居されない場合は、訴訟など法的手段に移行せざるを得ませんので、御承知願います。

おって、御親族には本県から明渡し通知を発送していることを申し添えます。

福島県の行為の違法性

- **社会権規約11条違反**

「自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住宅を内容とする相当な生活水準についての権利」

- **国内避難民指導原則違反**

「状況のいかんを問わず、かつ、差別することなく、少なくとも、国内避難民に対し、『基本的な避難所および住宅』を与え、かつ、これらを安全に得ることを確保すること」

- **福島原発事故を招いた国・行政の責任**

いずれ、明渡し、家賃2倍請求の提訴がある。是非、ご支援をお願いしたい。